

# 別 表 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること</li> <li>2) 両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する森林施業計画を認定する要件とすること</li> <li>3) 同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めること</li> </ol> <p>が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

番号	2
措置の名称	都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
措置の内容	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 68 条第 2 項に規定する都道府県森林審議会の所掌事務に係る「この法律の施行に関する重要事項」という規定については、都道府県知事の判断により都道府県の林務施策全般が対象となり得るものである旨、各都道府県林務担当部長あてに「都道府県森林審議会の所掌事務の範囲について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林政企第 122 号林野庁林政部企画課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	農林水産省

番号	3
措置の名称	出入国管理行政に関する意見交換会の実施
措置の内容	北海道の意見の出入国管理行政への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。
関係省庁	法務省、厚生労働省

番号	4
措置の名称	地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
措置の内容	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による「不動産又は不動産に関する権利等」については、平成 3 年 4 月 2 日付け行政課長通知によりその対象範囲を示しているが、当該対象範囲をより明確化するために、各都道府県総務部長あてに地縁による団体に係る認可事務について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行第 41 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	総務省

番号	5
措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出
措置の内容	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に規定する条例による事務処理の特例に関し、条例において、市町村が処理することとなる事務の範囲及び対象となる市町村を明確に規定することにより、道の判断により地域の実情に応じて、特定の市町村に対して包括的に事務を移譲することは可能である旨、北海道総合政策部長あてに条例による事務処理の特例制度の運用について（平成 21 年 4 月 1 日付け総行行第 38 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	総務省

番号	6
措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 4 第 2 項に規定する運送の区域に関し、あらかじめ定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認める旨、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて（平成 21 年 7 月 22 日付け国自旅第 83 号自動車交通局旅客課長通達）を発出し、福祉有償運送における運送の実態を踏まえた取扱いが可能となっている。
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
措置の内容	<p>「コミュニティハウス」事業を推進するため、各都道府県知事あてに「コミュニティハウス」事業の推進について（平成 21 年 5 月 11 日付け社援発第 0511002 号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、地域福祉及び雇用対策を推進する施策を検討するに当たっては、同事業及び「フレキシブル支援センター」構想を参考にすよう、周知している。（※）</p> <p>（※）「フレキシブル支援センター」の構想は、平成 21 年 2 月 6 日の緊急雇用・経済対策実施本部会合において雇用対策事業例として示されており、「コミュニティハウス」は、この「フレキシブル支援センター」の先行事例として紹介されている。</p>
関係省庁	厚生労働省



番号	8
措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
措置の内容	特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 1 項に規定する道州制特別区域基本方針の変更についての提案をするに当たり、道州制特別区域推進本部が同法第 26 条により国の行政機関等に対し資料の提供等を求めることは可能である旨、平成 22 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	内閣官房

番号	9
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、平成22年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	総務省

番号	10
措置の名称	へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
措置の内容	医師の確保が困難なへき地等の病院における医師の配置基準を緩和することについては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 50 条の規定により対応することが可能である旨を、平成 22 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	厚生労働省